

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	157	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金制度の運用改善

提案団体

広島市、三重県、広島県、指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

単年度事業を原則とする社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について、工期が複数年度にわたる事業も補助対象とするよう運用の見直しを求める。

具体的な支障事例

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金は、現行では単年度事業のみが補助対象とされているために、昨今の建設資材の高騰・調達難や人手不足に加え、令和6年度から導入された建設業における完全週休2日制の導入等の影響により、施設整備に限らず、建設工事の工期が長期化する傾向にある中、社会福祉法人等から、当該補助金は実際には活用し難いものになっているとの指摘を受けるような事態となっている。本市としても近年、社会福祉法人が施設入所者等の住環境改善等を図るため計画していた施設の増築が、施設規模から複数年度の工期を要したために当該補助金の申請を断念した事例や、建設資材の調達難により工期が延長し、行政及び事業者が多大な事務手続を経て事故繰越を行った事例が発生したことを重く受け止めており、何らかの対応が不可欠であると考えている。

そうした中、令和5年提案(管理番号 165)における厚生労働省の回答では、公平・中立な運用の観点から、当該補助金において国庫債務負担行為を活用し、複数年事業を補助対象とすることは困難とされているが、文部科学省所管の公立学校施設整備費負担金のように既に国庫債務負担行為を活用するなどして複数年事業も対象とされているものが存在していることから、当該補助金において複数年事業を補助対象とする余地があるのではないかと考えている。また、例えば、子ども家庭庁所管の就学前教育・保育施設整備交付金や次世代育成支援対策施設整備交付金においては、2年目以降の国庫補助を確約するものではないとしつつも、複数年度にわたる事業も協議の対象とされていることに加え、前年度以前からの継続事業は優先的に交付対象として採択される方針が示されていることに鑑みると、当該補助金においてもこうした柔軟な運用が可能ではないかと考える。

以上のとおり、昨今の社会情勢等の実情を踏まえ、工期が複数年度にわたる事業も補助対象とできるよう、当該補助金の運用の見直しを検討すべきであると考えている。

なお、令和6年提案(管理番号 232)に関する対応方針(令和6年 12月 24日閣議決定)において、当該補助金に係る内示の早期化が図られることとなっているが、内示時期が多少早期化されたとしても、年度末までに工事を完了させなければならない状況は変わらず、昨今の社会情勢等を踏まえた適正な工期設定は困難であり、依然として事業者への負担は避けられないことから、根本的な解決には繋がらないと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

社会福祉法人や社会福祉施設で構成される団体から本市に対し、昨今の建設業の人材不足及び資材の調達難等から容易に予想できる施設整備の工期の長期化や建築費の高騰を踏まえ、工期が複数年度にわたること

がやむを得ない事業も補助対象とするなど、当該補助金の実情に応じた柔軟な運用を厚生労働省に求めるよう、強く要請されている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

工期が複数年度にわたる施設整備事業も当該補助金の補助対象とされることで、社会福祉法人等の経営の安定化に繋がるだけでなく、施設入所者等の住環境改善等のための社会福祉施設等の新設や老朽化対策、防災・減災機能の強化など、障害福祉政策等の推進のための施設整備をより一層促進することが可能となる。

根拠法令等

令和6年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について(令和6年4月4日付け社援発 0404 第8号厚生労働省社会・援護局長通知)、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、横浜市、浜松市、名古屋市、大阪府、大阪市、寝屋川市、兵庫県、奈良県、香川県、高知県、長崎市

- 当市では現状単年度整備のみを事業の対象としているが、複数年度に係る整備を対象とできれば、社会福祉法人等のより広いニーズに対応することが可能である。
- 市内事業所より当該補助金の活用について、複数年度にわたる事業を補助対象としていただきたいとの意見あり。
- 女性自立支援施設においては、これまで次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、工事を実施してきたが、R5年度にこども家庭庁が創設され、施設所管が厚生労働省となったことに伴い、次世代育成支援対策施設整備交付金の対象外となった。次世代育成支援対策施設整備交付金は複数年度にまたがる工事も補助対象であったが、社会福祉施設等施設整備費補助金は単年度のみのため、複数年度にまたがる工事を実施する際に、補助金を活用することができなかった。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	198	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

診療報酬体系の見直し

提案団体

村上市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

へき地や過疎地域において、基幹的役割を担う医療機関に対する診療報酬体系の見直しを求める。

具体的な支障事例

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、地方の医療機関では、患者の受診行動の変化や、少子高齢化、人口減少の加速化や診療報酬の低さや物価及び人件費の高騰により、安定した経営が難しく、地域医療の継続が危ぶまれる事態となっている。住民の生命と健康を守るため、不採算医療を担う医療機関に対する診療報酬体系の抜本的見直しを要望する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

地域の基幹的医療機関の経営悪化の報道により、「この地域で子育てできるのか」や「住み続けられるのか」などの声があがった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住み慣れた地域で最期まで生活し続けるためには、医療は必須である。へき地や中山間地の不採算医療を担う医療機関の機能縮小は、若い世代の都市一極集中に拍車をかけるおそれがある。

根拠法令等

健康保険法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、花巻市、宮城県、豊田市、宍粟市、山口県

○県立病院及び民間病院においても経営が厳しい状況にあり、地域医療を維持存続するために診療報酬の見直しは必要である。
○へき地は人材確保が深刻な課題。直接雇用による長期的な人材確保の見通しが立たない状況のため、給食はじめ外部委託に頼らざるを得ず、食材費の高騰と相まって急激に経営を圧迫している。また、看護師も安定的な病院運営に必要な数を確保できず、夜勤などぎりぎりの状態で回しているのが現状。当市では、へき地の基

幹病院に対し運営費の一部を補助しているが、病院の経営悪化に対する支援が追いつかず、安定した運営が難しくなっている。

○当県においても公定価格に基づき運営され、物価高の影響を直ちにサービスの価格に転嫁できない医療機関・薬局の運営は大変厳しい状況にある。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	200	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護報酬の算定に当たって条件不利地域の状況を考慮すること

提案団体

村上市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護報酬について、その地理的条件等から1人あたりのコストが高くなる条件不利地域の状況を考慮した算定額とすること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

令和6年度の介護報酬改定により、訪問介護は▲2.4%の改定となった。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算において、過疎法が適用される地域が含まれることが明文化されたものの、地理的条件による経営への負担や物価高騰、諸経費の増加による支出を賄える十分な加算とはなっていない。

【支障事例】

比較的狭い範囲に集合住宅等を含む住居が集中している都市部と比べ、条件不利地域は広く点在している要介護者のもとへ訪問しており、1件のサービス提供に多大な移動時間を要している。

市内の訪問介護の1日当たり平均提供回数は3.1回となっており、全国平均の約5回を大きく下回っているが、先に述べた移動時間が占める割合が多いことから、1日あたりの提供回数を現状よりも増やすことは困難である。

条件不利地域においては、その地理的条件に適した介護報酬改定が行われない限り、事業所閉鎖により訪問介護サービスの提供が困難となる見込みである。

【支障の解決策】

次の介護報酬改定時期を待たず、現状に即した算定を行い、実施していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和6年3月に訪問介護事業所へ行った調査によれば、経営に余裕がある状況ではなく、令和6年介護報酬改定の引き下げにより、今後、事業継続が困難になるとの回答だった。

当市の高齢者の42.1%が、介護が必要になっても自宅で暮らしたいという意向があり、訪問介護サービスをなくすことはできない。また、訪問介護サービスの提供ができなくなった場合、要介護者すべてが施設に入所できるだけのキャパシティもない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国の介護職員処遇改善施策により、徐々に賃金が向上しているものの、若手職員が介護職に就職するケースは少なく、事業所の経営がままならない状況では、事業廃止によるサービス供給量の低下が加速する。

条件不利地域の地理的な特性による経営への負担が軽減されることにより、安定的な訪問介護サービスの提供が可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、旭川市、花巻市、山形市、須坂市、庄原市、高知県、熊本市、別府市

○地理的に移動距離及び移動時間が都市部よりも長く、経費が増加するほかサービス提供時間が限られるため、報酬の減額改定による経営負担は大きい。
○当市は広大な面積に集落が点在しており、地理的な特性による訪問系サービス等の経営への負担が大きい
ため、十分な加算が必要である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	313	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

診療報酬における「地域加算」の見直し

提案団体

川崎市、仙台市、さいたま市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

物価高騰、人件費高騰などの影響により、都市部の病院における医療従事者の人件費、修繕費などの病院運営にかかる費用などは、一層増加していることから、地域特性および昨今の物価高騰を、より適切に反映した診療報酬制度とするために、「地域加算」を見直す。

具体的な支障事例

病院の主たる収入である診療報酬は、全国一律の公定価格であるが、医業経費における地域差に配慮した仕組みとして、通常の診療報酬に加え、地域に応じた「地域加算」という加算を算定することとなっている。「地域加算」は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域その他の厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者に対して、同令で定める級地区分に準じて、所定点数に加算することとなっており、当市では、「2級地」として、「1日当たり15点(150円)」を算定することとなっている。1点10円という診療報酬制度のもとで、国家公務員給与の級地区分を準用し、かつ、実際にかかる人件費・物価高騰等の影響による経費増を十分に反映できておらず、病院事業会計の赤字の要因の1つとなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

今後も公立病院は、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症への対応や、災害時医療などへの対応など、体制を十分に確保し続けることが求められており、公立病院の経営の安定化は、地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供するために必要なことである。また、公立病院に限らず、地域医療を支える民間病院の経営基盤の安定化を図ることができる。

根拠法令等

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第57号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、山口県

○「地域加算」だけでなく、令和6年度の診療報酬改定そのものに問題がある。人件費の高騰や物価上昇に追いつかず、多くの病院が「経営破綻に陥る」可能性がある。診療報酬改定は2年毎に実施されるが、早期に抜本的な見直しが必要である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	394	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

特定医療費助成の高額難病治療継続者の該当基準の見直し及び非課税者の負担上限月額算定で非課税所得を算定対象外とすること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

特定医療費助成の高額難病治療継続者の該当基準の見直し及び非課税者の負担上限月額の統一化をしていただきたい。

具体的な支障事例

特定医療費(指定難病)助成においては、高額難病治療継続者に認定されると、負担上限月額が引き下げられる。特定医療費(指定難病)助成を受ける者のうち、申請した月から12か月前までの間で特定医療費助成にかかった分の総医療費が50,000円を超える月が6回以上ある者が認定対象となるが、例えば、年間の総医療費が300,000円の患者でも、当該基準を満たさない限り認定されないため、平等な制度設計とはいえない。また、負担上限月額は収入額に応じて判定されるため、非課税世帯の患者の収入額については、非課税所得である遺族年金及び障害年金の申告を受ける必要があるが、非課税者であるため、地方公共団体において税情報や税照会によって確認することができず、申告されないと受給資格を正しく判断できない。このため、申告の有無によって、負担上限月額が変わるといった不公平が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

受給者証更新時には高額難病治療継続者の基準(特定医療費助成にかかる総医療費が50,000円を超える月が年6回以上必要である点)について、患者からの苦情がある。そのため、年間の総医療費額で対象となるように改善されたい。
また非課税者の遺族年金及び障害年金に係る申告がなされると、年金受給の有無の判断ができないため、不平等感がある。については、非課税者の負担上限月額を統一していただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

高額難病療養治療継続者となるために年4回の受診を年6回に変更するといった事例もあるところ、見直しにより患者の身体的負担や経済的負担を解消することができる。
当市では非課税者で負担上限月額の区分が低所得Ⅱの場合、遺族年金または障害年金の有無の照会事務を行っている。これにより、申請時の申告の公平を確保しているが、特に更新事務の繁忙期には、事務負担となっている。非課税者の上限月額を2種類でなく1種類に統一することで、申請時の申告による不公平さと、自治体職員の事務負担が大きく改善される。

根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、いわき市、群馬県、千葉県、浜松市、京都府、寝屋川市、鹿児島市

○年間医療費総額が同じ患者であっても、特定医療を受ける月数に応じて高額難病治療継続者（特定医療費助成に係る医療費総額が50,000円を超える月が年6回以上）該当の可否が判断されるため、患者から苦情が出ている。非課税世帯の患者の負担上限月額については、非課税所得の申告の有無によって額が変動するため、不公平感が生じている。また、申請時に非課税所得の額確認書類を求めた際、制度上は参照する所得時期が指定されているが、最新の支給額に係る書類を提出される事例が多く、書類を用意する申請者や確認を行う職員双方に負担が生じている。